入　札　説　明　書

青森港油川地区護岸整備工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札（県内一般型（単体））については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公　　告　　日　令和8年8月4日(火)

2 工 事 の 概 要

(1) 工 事 番 号　起 第108号

(2) 工　事　名　青森港油川地区護岸整備工事

(3) 工 事 場 所　青森市大字油川地内

(4) 工　　種　土木一式工事

(5) 工　　期　令和9年3月25日(木)まで

(6) 工 事 概 要　施工数量 N＝1．00式

被覆・根固工　1．00式

裏込・裏埋工　1．00式

(7) 予 定 価 格　240,196,000円　（消費税及び地方消費税を含む）

(8)　本工事は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札（簡易型Ⅱ（基本型））の方法による。

3 参　加　資　格

条件付き一般競争入札実施公告のとおりとする。

4 技術提案書の内容及び作成要領

作成する技術提案書の記載内容は「総合評価落札方式の運用の手引き」（下記ホームページ参照）によるものとし、評価項目は5．（1）のとおりとする。

ホームページ　https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/nyuukei.html

5 総合評価に関する事項

(1) 評価に関する基準

本工事の価格以外の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

＜技術力評価＞

①企業の施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
平成23年度以降における同種工事の施工実績の有無（※1）	国又は青森県発注で同種工事の実績あり	1.0	/1.0
	その他の公共工事発注機関で同種工事の実績あり	0.5	
	上記以外	0.0	

県発注工事の令和4年から令和7年までの工事成績評定の平均点	84点以上	4.0	/ 4.0
	83点以上84点未満	3.5	
	82点以上83点未満	3.0	
	81点以上82点未満	2.5	
	80点以上81点未満	2.0	
	79点以上80点未満	1.5	
	78点以上79点未満	1.0	
	78点未満	0.0	
優良工事表彰等の有無(※3)	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	0.5	/0.5
	上記以外	0.0	
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	主任(監理)技術者への配置	1.0	/1.0
	現場代理人への配置	0.5	
	上記以外	0.0	
主作業船保有の有無	本工事に使用する作業船の保有あり(自社又は共同)	1.0	/ 1.0
	上記以外(本工事に使用する作業船の保有なし)	0.0	
ICT施工・3次元化等の活用提案	全面的な活用(施工プロセス全てで活用)	1.0	/ 1.0
	一部活用(施工プロセス2つ以上活用)	0.5	
	上記以外	0.0	
地域内における本店の所在地の有無(※2)	工事施工箇所の地域内に本店を有する	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	

②配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	得点
主任(監理)技術者の保有する資格	技術士	2.0	/ 2.0
	1級土木施工管理技士	1.0	
	上記以外	0.0	
継続教育の取組状況	継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明あり)	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
平成23年度以降における主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)	国又は青森県発注で同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	その他の公共工事発注機関で同種工事の実績あり	0.5	
	上記以外	0.0	

優良工事技術者表彰等の有無(※3)	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	0.5	/ 0.5
	上記以外	0.0	
週休2日確保工事の実績の有無	週休2日確保工事の実施証明書あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
ICT活用工事の実績の有無	ICT活用工事の全面活用の証明書あり	1.0	/1.0
	ICT活用工事の部分活用の証明書あり	0.5	
	上記以外	0.0	

※1　評価の対象となる同種工事は港湾工事(作業船(起重機船など)施工のある海上・海中工事に限る)で、かつ、契約金額2億4千万円以上のものとする(下請負人としてのものを除く)。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

※2　本店所在地の評価項目に係る地域内とは、以下に記載された地域とする。

青森市

※3　評価対象となる表彰は、建設業法による建設工事の種類と同種のものに限る。

③地域貢献

評価項目	評価基準	配点	得点
県産資材の活用(※6)	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており、かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある。	2.0	/ 2.0
	県と災害協定を締結している	1.0	
	上記以外	0.0	
地域防災への協力体制の有無	地域内(※4)における防災への協力体制の実績あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
令和5年度以降における除雪業務及び維持管理工事等の実績	地域内(※4)における県管理道路の除雪業務委託かつ県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績あり	2.0	/ 2.0
	地域内(※4)における県管理道路の除雪業務委託又は県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績あり	1.0	
	上記以外	0.0	
令和6年度以降における社会貢献活動の有無(※5)	地域内(※4)における社会貢献活動の実績あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	

※4　地域貢献の評価項目に係る地域内とは、以下に記載された地域とする。

青森市

※5　社会貢献活動は、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、「道路愛護功労者表彰制度」又は道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等の取組を対象とする。

受注業務及び受注工事として実施したものは対象外とする。

※6　県産資材の活用に係る評価項目の詳細は別紙のとおりとする。（様式－3関係）

※　各評価項目の詳細は、「総合評価落札方式の運用の手引き」による。

(2) 総合評価の方法

①　総合評価の評価値は、次式により算定する。

評価値＝「価格評価点」＋「価格以外の評価点」

この評価値が最も大きいものを落札者とする。

②　価格評価点の配点は70点とし、以下の式により算定する。

ア）入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝70点×（1－入札価格／予定価格）

イ）入札価格＜調査基準価格の場合

価格評価点＝70点×｛（1－調査基準価格／予定価格）

＋0．5×（調査基準価格－入札価格）／予定価格｝

③　価格以外の評価点の配点は20点満点とし、次式により算定する。

価格以外の評価点＝20点×（技術力評価の得点）／（技術力評価の満点）

※価格評価点を算定する際には入札価格の一万円未満を切上げして算定する。

（入札価格は変わらず、算定上の扱いである。なお、算定式の採用は切り上げ後の入札価格を基準とする。）

(3) 落札者の決定方法

①　入札参加者は、提出した技術提案書の審査を受けて資格確認を得た場合のみ、価格及び技術提案書をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち（2）「総合評価の方法」によって算定された評価値が最も大きいものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値が最も大きい者を落札者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）価格以外の要素に係る提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしている。

②　①において、評価値の最も大きい者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて

落札者を決定する。ただし、当案件が電子入札システムを利用して行う入札の場合は、電子くじにより落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。

なお、技術提案書を適正と認めることにより、特記仕様書等において指定しない部分等の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難又は合理的でない場合は、損害賠償の請求等を行うことがある。併せて、工事成績評定点を減ずる措置（1つの不履行に対して、マイナス5点）を行う。

なお、記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、青森県建設業業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく指名停止を行うことがある。

6 契約変更の取扱い

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術提案書の内容の見直しを行うものとする。

7 苦情申立て

(1) 技術提案書を提出した者のうち当該工事について入札参加資格がないと認められた者に対して、入札参加資格がないと認められた理由を別に通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に青森県東青県土整備事務所長に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

(3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者の決定を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に青森県東青県土整備事務所長に対して非落札理由の説明を求めることができる。

(4) (2)及び(3)の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

① 受付窓口： 青森県東青県土整備事務所 建設管理課
住所 030－0943 青森市大字幸畑字唐崎76-4
電話 017－728－0204（直通）

② 受付時間： 休日を除く毎日の8時30分から17時15分まで

(5) (2)及び(3)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(6) (2)の入札参加資格がないと認めた理由及び(3)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8　再苦情申立て

(1) 7.（6）の入札参加資格がないと認めた理由及び非落札理由の説明に不服のある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、青森県東青県土整備事務所長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては青森県入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

① 受付窓口：　青森県東青県土整備事務所　建設管理課
住所　030－0943　青森市大字幸畑字唐崎76-4
電話　017－728－0204（直通）

② 受付時間：　休日を除く毎日の8時30分から17時15分まで

(3) (1)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9　実施上の留意事項

(1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案書は、提出者に無断で技術審査以外の用途に使用しない。

(3) 技術提案書の審査及び指名審査の審査基準日は提出期限の日とし、指名停止中の者からも技術提案書を受け付ける。

(4) 提出された技術提案書は返却しない。

(5) 技術提案書作成に関する手続きについての問い合わせ先は、次のとおりとする。

① 問い合わせ窓口：　青森県東青県土整備事務所　青森港管理所
住所　030－0802　青森市本町四丁目5番5号
電話　017－734－4105（直通）

② 問い合わせ時間：　休日を除く毎日の8時30分から17時15分まで

(6) 入札に当たっては、電子入札システムにより審査結果を通知された場合を除き、入札参加資格があると認められた条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(写)を持参すること。

(7) 落札となるべき最も大きい総合評価点の入札をした者が2者以上ある場合に実施するくじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。ただし、当案件が電子入札システムを利用して行う入札の場合はこの限りではない。

別紙

年度：令和8年度
工事番号：起第108号
工事名：青森港油川地区護岸整備工事

県産資材の活用について

資　材　名	規　格	単位	設計数量 (a)
裏込(目潰し)石	海上渡し 5～50kg/個	m3	6,708
防砂シート【港湾用】 不織布	厚さ5mm以上 原反＋縫製・継目	m2	2,511
鋼板	T=6.0mm B=65mm	kg	6,692
防砂目地板	t=5～6mm	m	1,207
岩ずり	海上渡し	m3	600

※1）県産資材とは、生コン・骨材は県内で生産・製造していること、それ以外は以下のとおりとします。
・青森県内で生産、加工又は製造された資材
・青森県内に本店を有している資材供給業者から購入する資材
（青森県県土整備部土木工事共通仕様書　第2編材料編参照）

※2）『県産資材の活用』の対象品目は、
・主要資材、一般資材問わず
・設計金額（設計数量×単価）10万円以上、かつ設計金額の上位10品目（最大）の資材
・同一種の資材で複数の規格がある場合は最大3品目まで
とする。ただし、軽油等の燃料を除く。

※3）設計数量は少数点以下を切上げ整数とする。